

院内感染防止対策の指針

この指針は湘南泉病院（以下 当院）における院内感染対策の基本指針を定め、適正且つ、安全で質の高い医療の提供を推進するため、指針を定める。

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

当院の院内感染対策の基本的考え方は、感染症診療における全ての場面において、患者さん本意の立場で診療に当たることにある。

感染症の診断と治療において起炎菌の同定を試みることは、いうまでもない。

適切な治療、およびサーベランスのために起炎菌の同定のための検体を提出し、起炎菌が判明すれば、それをターゲットとした狭域抗菌薬を選定することにより、広域抗菌薬の長期使用を回避し、耐性菌の出現を防止する。

当院の全職員は標準予防策に加えて、感染経路別予防策を理解し、その感染症に応じた対策を適正に講ずることで感染の拡大を防止する。感染症に対し、適切な診断、治療を実施するとともに、感染管理を実践し、当該感染症の院内感染対策を適切に講ずることにより、患者さん、及び職員を感染から守ることを基本的考え方とする。

当院における院内感染対策はこの指針に基いて行われ、全職員がこの指針を遵守する。

2. 院内感染管理組織に関する基本的考え方

1) 当院の院内感染対策の組織として「院内感染対策委員会」「院内感染制御（ICT）委員会」を設置する。

2) 院内感染対策委員は委員会要綱に則し、病院長を委員長とし、委員長により任命された委員により構成され、院内感染対策、院内感染の報告とその対応に関する事項について審議する。

委員会は原則として、毎月 1 回、第 3 月曜日に定例会を開催する。

第 3 月曜日が祝日等の場合は翌週の月曜日に行う。

3) 当院には院内感染制御委員会（以下 ICT）を設置し、委員会要綱に則し、病院長により任命された医師を委員長とし、各部門より任命された委員で構成する。

委員会は感染制御の実務者として院内感染及び対策に関し、常時監視、調査、勧告、分析などを行い、院内感染が発生しないよう、感染対策の推進、ならびに感染防止に関する情報交換を行う。

委員会は毎月 1 回、第 2 月曜日に定例会を開催する。

第 2 月曜日が祝日等の場合は第 3 月曜日に移行する。

4) 院内感染対策委員と ICT は連携を図り、当院における院内感染管理体制を構築して、医療の質の向上に努める。

3. 院内感染対策における職員研修に関する基本指針

1) 感染防止の基本的考え方、及び具体的方策について職員に周知、徹底を図ることを目的に実施する。

2) 職員研修は就職時の初期研修のほか、年 2 回、全職員を対象に開催する。
また、必要に応じて開催する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

1) 院内感染事例や法令に定められた感染症の届出および、院内の耐性菌動向サーベラ

ンスを行い、必要に応じて病院長への報告、ICT での検討、現場へのフィードバックを行う。

- 2) 感染防止のため、感染週報・月報を作成し、スタッフへの情報共有はかるとともに、院内感染委員会への報告を行い、感染対策への活用をする。
- 3) 異常発生時は、その状況と患者さんへの対応等を病院長へ報告する。
また、状況により、臨時の委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案、実施のため全職員への周知徹底をはかる。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本指針

- 1) アウトブレイク（集団院内感染）が発生した場合、報告を受けた ICT、当該看護科長等は、協働して初期対応、原因微生物の特定、感染拡大の抑制に努める。
- 2) 緊急を要する感染症で、深刻なものである場合は病院長を本部長とする対策本部を設置し、緊急対策を講ずるとともに、再発防止及び、対応方針を検討する。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当院における「院内感染対策の指針」および「マニュアル」は、患者さん、及びその家族、あるいは第三者（機関）に求められた場合は積極的に開示、公表する。

7. その他、当院における院内感染対策の推進のため必要な基本方針

「感染対策ガイドライン・マニュアル」を整備し、定期的な見直しを行い、感染対策の推進をはかる。

平成 27 年 4 月改訂